

所得税の確定申告、 町県民税（住民税）申告を忘れずに！



▲詳しくはこちら

問い合わせ先 役場税務課 ☎ 963-1731 (直) 香椎税務署 ☎ 661-1031 (代)

香椎税務署からの案内

〔香椎税務署の申告会場〕

【受付期間】 2月17日(月)～3月17日(月)

【受付時間】 午前9時～午後4時

【休日受付日】 3月2日(日)

※駐車場は利用できません。

香椎税務署での申告は 「入場整理券」が必要です

【入場整理券の配布】

○当日配布(状況に応じて早めに配布を終了し、後日の来庁をおねがいする場合があります)

○国税庁LINE公式アカウントによる事前発行(来場希望日の10日前から申込可能です)

【入場方法】

入場日時を表示した入場整理券または事前発行したLINE画面を提示

「国税庁」LINE公式アカウント▶
ID: @kokuzei



パソコン・スマホから自宅で確定申告を！

パソコン・スマートフォンからの申告は、いつでもどこからでも申告書の作成・提出ができます。

また、作成した申告書データはパソコン・スマートフォンに保存可能なため、申告書控えの確認などにも便利です。

【申告書作成に必要なもの】

▶マイナンバーカード

※マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード2種類が必要です。

▶マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダー



▲確定申告はこちら



所得税の確定申告の義務がない人

- 公的年金の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人
- 給与所得者で、年末調整を行い、給与所得以外の所得が20万円以下の人
- 所得よりも所得控除が大きい人(所得税がかからない人)

※上記に該当する人でも町県民税の申告が必要な場合があります。また、年金からの天引き以外で国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの社会保険料を納付している人や扶養親族の追加がある場合は、それらを申告することで、町県民税が安くなる場合があります。

※申告により所得税が戻る場合は、還付のための確定申告ができます。



新宮町の申告会場

〔役場3階大会議室〕

【受付期間】 2月17日(月)～3月11日(火)

【受付時間】 午前9時～11時、午後1時～3時

【対象】 ※令和7年1月1日時点で新宮町に
住民登録がある人に限ります。

- 1) 年金・給与収入のみの人(令和6年分が対象)
- 2) 営業・不動産・農業などの収入がある人
・事前に収支内訳書を作成してください。
・予約が必要です。

〈受付期間〉 2月4日(火)～予約希望日前日の午後5時
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

〈予約方法〉 電話、税務課窓口または専用予約サイト



◀専用予約サイトへのアクセスはこちら

〔相島会場(きずな館)〕

【受付日】 2月3日(月)

※町営渡船が欠航した場合の受付日は2月6日(木)です。

【受付時間】 午前9時～正午 ※相島在住の人に限ります。

「自己申告コーナー」設置！

パソコンを使って自分で申告書を作成できます。必要に応じて職員が作成の補助をします。

次の人は、香椎税務署で申告してください

- 令和6年分の事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人
- 株式や土地・建物等の譲渡所得がある人
- 先物取引所得がある人
- 贈与・相続の相談、申告(準確定申告を含む)
- 1年目の住宅借入金等特別控除を受ける人
- 過年度分の申告(更正の請求、修正申告を含む)がある人

◆申告当日に必要なもの

控除がわかるもの

- ▶生命保険、地震保険料の控除証明書
- ▶国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の支払証明書、社会保険料任意継続分の領収証など
- ▶身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書(要介護認定を受けた人)など
- ▶その他控除を受けるための証明書(控除を受ける人のみ)

【医療費控除】

事前に作成した医療費控除の明細書

【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】

特定一般用医薬品など購入費を集計した明細書

【住宅借入金などの特別控除】

年末残高証明書、計算明細書

【寄附金控除】

寄附金の受領書・寄附金控除に関する証明書

ふるさと納税で「ワンストップ特例」の申請をした人が確定申告をした場合や、6か所以上の自治体に寄附した場合、特例は無効となります。ワンストップ特例分も含めて必ず確定申告をしてください。

収入がわかるもの

- ▶源泉徴収票・支払調書・支払通知書
- ▶事前に作成した収支内訳書・帳簿や経費などを証明する書類・減価償却の計算など

本人確認書類など

- ▶申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード
※通知カードについては、カードに記載されている住所・氏名などが申告時点と相違ないものに限る
- ▶被扶養者などのマイナンバーがわかるもの
- ▶運転免許証など本人確認ができるもの

その他

- ▶本人名義の口座番号がわかるもの(通帳など)
- ▶香椎税務署からの「確定申告お知らせハガキ」(届いた人のみ)
- ▶利用者識別番号が分かるもの